

議案第78号

芽室消防団条例中一部改正の件

芽室消防団条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室消防団条例の一部を改正する条例

芽室消防団条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の3項を加える。

- 2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 団員が火災その他の災害、訓練、会議等の服務に従事する場合は、別表第2に定める出動報酬を支給する。
- 4 条例別表第2に係る災害出動の職務又は訓練、警戒、査察等の職務と、会議等の職務とが同日中に発生し異なる職務の場合は、そのいずれに対しても出動報酬を支給するものとする。

第13条第1項を次のように改める。

団員が火災その他の災害、訓練、会議等の職務に従事した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の規定により2級相当を支給する。

第13条第3項を削る。

別表第1中「報酬年額表」を「年額報酬表」に改め、同表副団長の項金額の欄中「65,000円」を「69,000円」に改め、同表団員の項金額の欄中「30,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2を次のように改める。

出動報酬表			
区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1日	8,000円	暦日
訓練、警戒、査察等の職務	1日	5,000円	暦日

会議等の職務	1日	3,300円	
--------	----	--------	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

消防団員の処遇改善を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行					
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>団員が火災その他の災害、訓練、会議等の服務に従事する場合は、別表第2に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p>4 <u>条例別表第2に係る災害出動の職務又は訓練、警戒、査察等の職務と、会議等の職務とが同日中に発生し異なる職務の場合は、そのいずれに対しても出動報酬を支給するものとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が火災その他の災害、訓練、会議等の職務に従事した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)の規定により2級相当を支給する。</u></p> <p>2 一略一</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;"><u>年額報酬表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">階級別</td> <td style="width: 80%;">金額</td> </tr> </table>		階級別	金額	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員に別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が招集に応じて、火災その他の災害、訓練、会議等の職務に従事した場合は、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。</u></p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>前項に規定する日当は、別表第2に定める額と重複して支給できないものとする。</u></p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;"><u>報酬年額表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">階級別</td> <td style="width: 80%;">金額</td> </tr> </table>		階級別	金額
階級別	金額						
階級別	金額						

改正案				現 行			
—略—				—略—			
副団長	69,000円			副団長	65,000円		
—略—				—略—			
団員	36,500円			団員	30,000円		
—略—				—略—			
別表第2				別表第2			
出動報酬表							
区分	支給単位	金額	適用	区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1日	8,000円	暦日	災害出動の職務	1回	6,000円	1回の単位は4時間とする。
訓練、警戒、査察等の職務	1日	5,000円	暦日	訓練、警戒、査察等の職務	1回	5,000円	1回の単位は4時間とする。
会議等の職務	1日	3,300円		会議等の職務	1日	3,300円	
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>							